

# 神戸市立工業高等専門学校外部評価委員会規則

2023年4月1日

規則第128号

## (目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の組織及び運営に関する特に重要な事項について、本校の教職員以外の者による提言等の意見聴取を行うため、本校に外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会は、校長が必要と認めたとき、校長が招集する。

## (組織)

第3条 外部評価委員会は、次条に定める外部評価委員をもって構成する。

2 外部評価委員会に委員長を置き、外部評価委員の互選により定める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理又は代行する。

## (外部評価委員)

第4条 外部評価委員は、次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱する。

(1) 教育研究分野に精通した大学、高等専門学校等教育研究機関の教職員等

(2) 産業界の産業動向に精通した者

(3) 本校の所在する地域の関係者で、教育に関し、広く高い見識を有する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、高等専門学校に関し、広く高い見識を有する者

2 外部評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、外部評価委員会に関して必要な事項は、校長が定める。

## (事務処理)

第6条 外部評価委員会の運営に関する事務は、事務室総務課が処理する。

## (改廃)

第7条 この規則の改廃については、運営改善会議で協議する。

## 附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。